

広島県告示第八百七十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によつて、令和三年  
広島県告示第三百五十一号で指定した区域の一部について、指定を解除する。

令和三年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

三原市円一町一丁目一八三四番二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壤の除去